

KCDラボ
で検索!



研究所
KOBEB北・コミュニティデザインLab.

社会福祉法人陽気会

巻頭言一卵の側に立って“リジョイス!”

ノーベル賞の受賞者が発表される季節ですが、文学賞の部門では、1994年に大江健三郎が川端康成に次いでノーベル文学賞を受賞しました。大江健三郎の本は、独特の文章で、内容的にもとてもむずかしいところがあるので、読みにくいかもしれませんが、実存主義や戦後民主主義として括られるような哲学や世界観をベースにしつつも、以前にこの「巻頭言」でも紹介しましたが、そうした枠組みでの評価に留まらないような作品を多く残しています。

大江が自らの人生を自伝的に語ったもののなかに、こんな話があります。愛媛の山奥の村（当時の大瀬村・現内子町）で育った大江にとっては、本との出会いがとても貴重な体験だったようですが、たとえば小学生のときに母からもらって読んだマーク・トウェインの『ハックルベリィ・フィンの冒険』は、その後の人生に大きな影響を与えたといいます。主人公のハックが友人のトム（トムを主人公にした『トム・ソーヤの冒険』もあります）と窮地に陥った際に、トムを見捨てることで、自分だけ助かることも可能だという状況のもとで、「じゃあ、よろしい、僕は地獄に行こう!」と決心して、トムと行動を共にします。大江はこんなところに惹かれて、以来、なにかむずかしい決断を迫られると、「じゃあ、よろしい、僕は地獄に行こう!」と心のなかで誓って、困難な道をあえて選び、あとは後悔しないようにしてきたと述べています（『大江健三郎 作家自身を語る』新潮社、2007）。大江健三郎らしい硬派な感じがよく表現されていると思います。

ノーベル文学賞としては、2017年に日系イギリス人のカズオ・イシグロ（石黒一雄）も受賞していますが、日本人でいつも受賞するのではないかと、多くのファン（よく「ハルキスト」と称されます）をやきもきさせているのが、村上春樹です。世界的にも人気作家で、日本でも出版不況のなか村上作品は、とても売れています。しかし、今年も受賞しませんでした。この時期は、もう10年以上にわたり「村上さん受賞逃す」とか「ファン落胆」などと報道されています。

さて、大江に比べると、フワフワした感じで、真逆にいるような作家だという印象を持ちつつも、村上の代表的な作品には目を通してきたのですが、そんな村上が2009年にエルサレム賞を受賞した際に、イスラエルのエルサレムで行ったスピーチの一節は感激的でした。



みのたに園 壁面制作

「もしここに硬い大きな壁があり、そこにぶつかって割れる卵があったとしたら、私は常に卵の側に立ちます。そう、どれほど壁が正しく、卵が間違っていたとしても、それでもなお私は卵の側に立ちます。正しい正しくないかは、ほかの誰かが決定することです」。

そして、「私が小説を書く理由は、煎じ詰めればただひとつです。個人の魂の尊厳を浮かび上がらせ、そこに光を当てるためです」とも語っているのですが（『村上春樹 雑文集』新潮社、2015）、「へえ〜、そうなんだ」と思って、村上の小説を読み直してみると、不思議とそれまでと違って、ソフトな文章の奥に、人間の尊厳の核にあるものを探り続けるという強固な信念を感じとることができるようになりました。

さて大江は、自分への励ましの言葉として、「頑張れ!」ではなく、Rejoice!（喜べ、喜びを抱いて!というほどの意味です）を用いているそうです（前掲書）。

いろいろと苦しい状況に置かれている人間が、それでもこれまでの人生や、これから自分が向かっていこうとするすべてのものを全肯定する、そうした態度で自分の関係するすべてを逆転させてしまう。“Rejoice!”には、そんな想いがこめられているようです。

多くの壁にぶち当たりながらも、自分を“Rejoice!”って励まして、乗り越えていく姿勢は、関西風にいえば、“ポチポチいこか”に近いものがあるのかもしれません。

選択を迫られたときに「困難な道」をあえて選び、たとえ壁にぶつかって割れてしまうとわかっていても、壁ではなく「卵の側」でいたい、そして自分で自分を“Rejoice!”と励ましながら進んでいく。他者と直接的にふれあうことはとても大切なことですが、本と出会い、本と対話することも人生を豊かにしてくれます。

KCD ラボ代表 松端克文

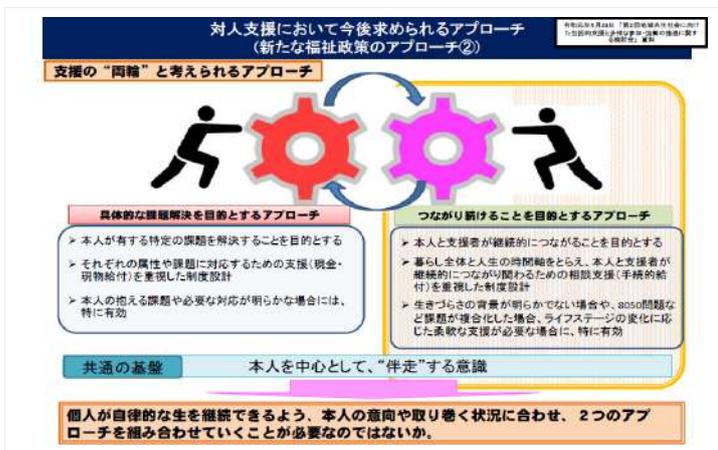
シリーズ 情勢分析と運営・実践の処方箋 今月のテーマ：

「地域共生社会」をめぐる諸課題（1）

◆新たな政策としての「地域共生社会」

現在、厚生労働省では、新たな政策の方向として、「地域共生社会」を掲げており、本年（2019年）7月に同省のもとに設置されている「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（以下、検討会とする）が中間とりまとめを公表している。

同省は、検討会での議論を通じて『「地域共生社会の実現」を今後の福祉政策を貫く基本コンセプトとして掲げ』ており、福祉政策の新たなアプローチとして、「本人を中心として伴走する意識」（＝伴走型支援）をベースに、「具体的な課題解決を目的とするアプローチ」と「つながり続けることを目的とするアプローチ」の2つを提示している。



具体的な課題解決を目的とするアプローチとは、「本人が有する特定の課題を解決に導くことを目的とするもの」であり、「このアプローチを具体化する制度は、それぞれの属性や課題に対応するための支援（現金・現物給付）を重視した設計となっている」としている。一方、つながり続けることを目的とするアプローチとは「伴走型支援」のことであり、「支援者と本人が継続的につながり関わりながら、本人と周囲との関係を広げていくことを目的とするもの」であり、「それを具体化する制度は、本人の暮らし全体を捉え、その人生の時間軸も意識しながら、継続的な関わりを行うための相談支援（手続的給付）を重視した設計となる」としている。そして、共通の基盤として、「本人を中心として“伴走”する意識」が必要であるとしている。

こうした議論は、これからの社会福祉の政策のあり方を検討するものであるだけに、社会福祉関係者はその分野や業種にかかわらず、その内容を十分に把握しておく必要があるし、そもそも「地域共生社会の実現」は一人ひとりの住民でもある私たちの課題でもあるので、自らの日々の生活や仕事（支援）の実際的な状況に関連づけて、検討していくことが大切である。厚生労働省が、「福祉政策の新たなアプローチ」が必要だとする背景には、既存の福祉制度やサービスでは対応しきれないような複雑で多様な生活課題が、顕在化してきているためである。しかし、そうした生活課題に対して、社会福祉を含む社会保障制度の改正ではなく、支援のあり方や地域

における住民による主体的な活動のあり方によって対応しようとして議論しているところに現在の政策の特徴がある。

そこでこうしたことをふまえ、まず「地域」における「支援」を類型化する作業から始めて、支援のあり方や地域づくりの課題を探っていくことを通じて、これから3回にわたって、今日の政策の動向を批判的に検討することにする。

◆地域における「支援」の類型化



さて、地域における支援の類型化として、縦軸を「個人の課題」か「地域の課題」か、横軸を「地域ぐるみで対応」か「個別に対応」かとして、4つの象限に分けて整理してみると図のようになる。

A 個別支援（個人の課題×個別に対応）とは、困難な状況に置かれている住民の相談にのり、生活保護制度や介護保険制度などの利用につなげることで、当該の生活課題への対応がなされ、それ以外の支援が必要ないか、もしくは行われていないようなものをいう。

B 地域生活支援（個人の課題×地域ぐるみで対応）とは、生活課題を抱える住民への支援を展開していく上で、法制度に基づく支援に加えて、地域の民生委員やボランティアなどによる支援などを組み合わせて、地域のなかにソーシャル・サポート・ネットワークを形成することで対応しているような支援である。

C 地域支援（地域の課題×地域ぐるみで対応）とは、地域に共通している課題に対して、集合的に対応するような支援である。たとえば買い物が困難な地域で高齢者を中心にいわゆる「買い物難民」といわれるような住民が多くいる地域において、移動を支援する「買い物ツアー」を実施したり、サロンなどの場において「朝市」などを開催して、買い物の利便性を高めるなど、地域ぐるみの支援の仕組みをつくっていく取り組みなどがこれに該当し、地域づくりの実践でもある。

D 個別支援とは、買い物支援が必要な住民が多くいるというような地域に共通している課題に対して、ヘルパー派遣で対応しているように、個別に対応している状況をいう。

こうした類型に基づく、施設における支援は、「個別支援」に該当するが、そのことを徹底することの重要性をふまつつも、地域生活支援や地域支援についても検討し、実践していくことが求められるので、実践のためのスキームを整理する必要がある。詳細は次号に続く。KCD ラボ代表 松端克文

（武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授）

* 毎号ホットなテーマを取り上げ、ヒントを提供します。

言語聴覚士より ～のど詰めに関連する基礎知識と予防～

9月11日に行われた法人内新任職員研修において、表題についての講義を、後期入職者12名の職員に実施しました。その講義の内容の一部（基礎的な知識）を、紙面にて紹介したいと思います。

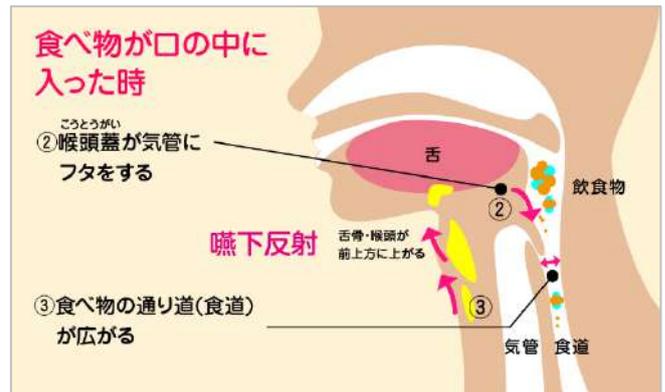


最初に言語聴覚士がどのような職種なのか、という「ことばの力」を促進させるための評価/助言/個別セッションなどの業務とは別に、「食べ物を飲み込む力（嚥下機能）」についても専門知識を持ち、評価や助言を行うほか、医師の指示のもと、飲み込むための訓練（嚥下訓練）も行うという職種です。そのため、今回のキーワードである“のど詰め”の観点からすると、どちらかといえば詰まる前段階、詰まらせないよういかに安全に食べるかということを専門としています。詰まらせてしまった場合については、看護師の方々の指示や助言をしっかりと聞くことが重要です。

さて、“のど詰め”ということばを聞いてどのような事象が思い浮かぶでしょうか。実際の場面に遭遇した経験がある方もない方もぜひ、“のどに詰めそうだな～”と思われる事象を4つの項目「**異物/食べ物/人/状況**」に沿って思い起こして書き出してみてください。どんな物が、どんな食べ物が、どんな人が、どんな状況で、詰まるのでしょうか？

のど詰めとは『なんらかの**異物**によって**気道**が塞がれることで、それによって呼吸がしづらい or 呼吸できなくなること』です。**気道**とは、口から肺までの空気の通り道のことです。**異物**とは、ここでは空気以外の物のことをいいます（もちろん食物も）。この異物が気道は塞がらず肺に到達し炎症が起これば、誤嚥性肺炎を引き起こします。**誤飲と誤嚥**という用語についてですが、どちらも“のど詰め”を引き起こす可能性がある事象ではあり、混同される場合も多いので比較整理をします。誤って飲食物以外の物を飲み込むことを「誤飲」といいます。飲み込む対象物を誤るという意味です。次に誤って**空気以外の物が食道ではなく気道に侵入**することを「誤嚥」といいます。たとえば異物誤飲をしても、うまく食道から胃腸のほうへ流れればのど詰めにはなりません（大変な状況ではありますが）。ただし誤飲したおもちゃを誤嚥して気道が塞がればのど詰めになります。**窒息**とは『呼吸が阻害されることによって血液中のガス交換ができず血中酸素濃度が低下、二酸化炭素濃度が上昇し内臓や身体に重要な組織が機能障害を起こした状態』をいいます。成人の窒息は、食物を

のどに詰まらせることが最も多く、飲み込む力が弱くなった方に高確率で起こります。また、飲み込む力が未熟な乳児も、ピーナツや飴などを詰まらせることがあります。よちよち歩きの乳幼児は、おもちゃや硬貨などなんでも口に入れてしまい、のどに詰まらせることがあります。窒息の最初の症状は咳込むことで、完全にのどに物が詰まると咳も声も出なくなります。のどの辺りを両手でかきむしるような動作をすることもあります。いびきのような音を出し徐々に呼吸が弱くなることや、顔が真っ青になって、けいれんなどを起こし、意識消失することもあります。



続いて、のど詰め現場にもなりやすい食事場面での、**のどの働き**について説明します。食物を摂取した際には、“**ごっくん（嚥下反射）**”が起こります。これがなければ食物はすべて気道に流れることとなります。たった1秒に至るか否かの素早い反射運動ですが、さまざまなことが、のどのなかで展開されます。反射時、舌の付け根の弁が気管を塞ぎ、食塊の気管流入を防止します。同じのどから鼻へ繋がる弁も閉鎖し鼻への逆流を防ぎます。口のなかの空間を可能な限り狭めて（口唇閉鎖・舌の挙上・下顎の固定など）圧をつくり、食道のほうへ素早く食塊が送り込まれるよう手伝います。さらに、普段は閉鎖している食道が開かれ食塊が回収されます。食道回収後、速やかに吐息から呼吸が再開され、付近に残留がある場合は排出するための咳払いなどが起こります。このドラマティックな一連の動きが食事場面では何度も繰り返されます。無理のある姿勢や方法で食べていると、“ごっくん”の絶妙なタイミングは容易に崩れ、気道へと食塊が流れます。この内部の働きがスムーズかどうかは、のど仏（**ぼとけ**）がすばやく1横指（**おうし**、指1本分の幅）を乗りあげているか否かで簡易チェックができます。認知機能の問題などから、自己調整がむずかしい利用者の方々には、のどが正常に働き続けられるために、一人ひとりに合わせた適切な食事方法を支援者が理解し、設定していく必要があります。さて、序盤に示した4項目「**異物/食べ物/人/状況**」について、ひとつでも多く書き出せたでしょうか？

のど詰めの現場は一刻を争うもので、**落ち着いた速やかな対応**が求められます。上記の4項目について思い起こすことで、支援者一人ひとりが自分自身の現場の状況と動きを振り返り、未然に危険予測を立てることが重要です。これを機に摂食嚥下についても興味をもっていただけたら幸いです。

（言語聴覚士 高木まこ）

内部研修 ～虐待防止と権利擁護 2019～

9月2日から10月1日まで、6回にわたって「虐待防止と権利擁護」について内部研修を実施しました。今年度は『障害のある人の支援と虐待の防止について』という表題で、松端克文ラボ代表を講師に、講義のあとグループワークに取り組みという内容で行いました。



前半の講義では、虐待の種類や内容、具体例の説明を聞き、虐待を防止するための体制について改めて学びました。

また人権意識、知識や技術向上のために必要な研修として、今回のような「虐待防止や人権意識を高めるための研修」や「職員のメンタルヘルスのための研修」、「障害特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修」や「事例検討」、「利用者や家族等を対象にした研修」があることを確認しました。

そして行動障害への対応として、①時間軸を長くとして、本人の行動の原因を探る、②時間軸を短くして、行動によってもたらされる変化を分析する、という2つの観点で「行動障害」には「意味」があることを理解する必要があるということ学びました。

続いて、意思決定支援について、意思決定というのは利用者さんの意思であればなんでもその通りでよいという短絡的なことではなく、「本人にとって最善の利益はなにか」ということを支援者側が検討することである、ということを確認しました。利用者さんのことを大切に思い、その幸せを実現するために本人や家族、ほかの職員と協議して確認しながら進めていくことが重要であるということでした。



後半のグループワークでは、各日程4～6名ずつのグループに分かれて『不適切な支援をなくすために』という表題で話し合いが行われました。アイスブレイクで自己紹介、司会・発表者という役割を決め、続いて「自分や他人の支援でもし

かして虐待かも？と思うものは」について、付箋に書き出す個人ワークを行いました。そのあと、グループで付箋の内容を共有し合い、それらをふまえた上で「どうすればいいだろう？」という改善案について、付箋に書き出しながら話し合っていき、最後にグループごとの発表を行いました。

虐待とまではいかないが、不適切な支援かもしれないと考えられた内容で最も多かったのは「制限・制止」についてでした。利用者さん本人の健康管理・安全配慮のために行う行動の制限や制止、食事内容の制限ではあるけれど、不適切かもしれない……と日々悩みながら支援している現状がありました。危険回避がむずかしい利用者さんの突発的な飛び出しを制止することや、病気によって食事が定められている利用者さんの食事制限など、どのように支援すればよいのかという話し合いで、多職種それぞれの観点からたくさんの意見が出ました。改善策のなかで「これだ！」というような解答が出たわけではありませんが、「この方法はどうかか」、「こちらの方がわかりやすいかも」といった意見交換ができたことが、支援のヒントになったように思われました。

次に不適切かもしれないと考えられた内容で多かったのは、「ちょっと待って事案」についてです。複数のことに対応しているときに、つい発してしまう「ちょっと待って」という言葉。もちろん悪気も忘れるつもりもなく順番に対応しているのですが、なかには待ちきれない利用者さんもいて、という状況があり、職員からもさまざまな意見が出ていました。

講師からは、チームで協議を行う大切さと「利用者さん本人が納得することが重要」で、「相手を思いやった上での配慮をして考えて支援すること」が、私たちの仕事の肝であるという話がありました。



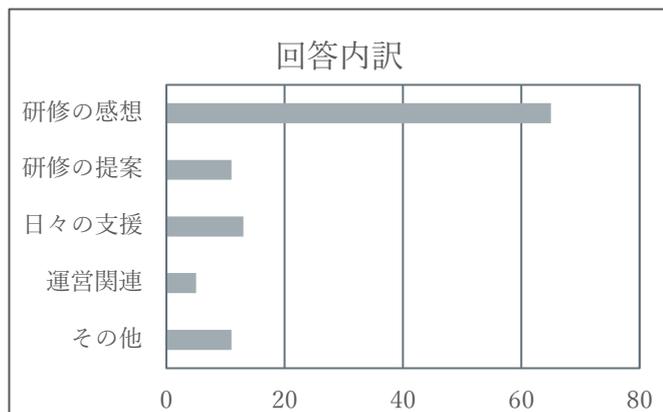
前回の研修後のアンケートには「講義だけではなくほかの職員と交流できる研修を企画して欲しい」という内容の回答が多くありました。事業所や職種を越えたメンバーによるグループワークで、普段は話すことのない職員同士が悩みを共有しながら、改善へ向けて知恵を絞りだしていく。限られた時間ではありましたが、有意義な時間になったのではないかと感じました。今回のグループワークでは「職員の心の余裕」がキーワードになっていましたが、余裕を生むためにもこのような話し合いが日常的に行われ、よりよい支援のために共に成長していけるチームであることが大切だと改めて感じました。次号では、付箋に書き出されたものをまとめて、さらに支援のヒントを探りたいと思います。（編集委員会）

虐待防止と権利擁護研修 2019 ～アンケート集計結果～

今年度の研修後のアンケートでは、受講者 173 名中 93 名の回答がありました。(回収率 53.8%)

その内容は下表のようになっています。

“研修の感想”が 65 名、“研修についての意見・提案”が 11 名、“日々の支援についての思い”が 13 名、“運営に関する意見”が 11 名、“その他”が 11 名でした。



“研修の感想”としては、「虐待について普段話することがない所属の職員と話ことができ、これまで自分のなかだけでしか思っていなかったようなことも、それぞれの現場からの違った意見を聞くことができ、またその意見についての改善案を聞くこともでき、大変勉強になりました」とか、「ただ講義を聞くというスタイルではなく、自分自身の意見を出していくグループワークだったため、さまざまな立場の職員さんたちと意見交換ができて、非常によい機会だったと思う」、「職員がいろいろな悩みをもって仕事をしていることがわかりました」など、グループワークについての回答が多くありました。そのほかにも「研修を受けて、定期的に自分の支援について振り返る時間は大切であると感じました」、「研修は、毎回自分を見つめ直す機会になります」、「働いている職員の情緒が、いつも安定しているということの重要性を強く感じました」といったものもありました。

法人内では、初めて虐待防止と権利擁護研修においてグループワークを取り入れてみましたが、高評価の反面「話し合う時間が足りなかった」、「事業所がバラバラだと話し合いがむずかしい」、「入所・通所の事業所別でも実施して欲しいです」などの意見もありました。

また、“研修についての意見・提案”としては、「今後もグループで話し合える形式の研修がよいと思います」とか「グループでのアイスブレイクは所属と名前だけで十分だと思います」、「講義をもっと長く聞きたいと思いました」、「具体的な例を通しての話が聞ければさらに理解が深まると思います」といった意見がありました。ほかにも「障害特性の理解に関する研修を実施して欲しいです」、「ビジネスマナー研修やメンタルヘルス研修を企画して欲しいです」といった意見がありました。

こうした意見・提案に関しては、次年度へ向けてさまざまなテーマ・形式での研修を検討し、それぞれの職種の職員が、自分の立場でじっくりと考え、ほかの職種の職員と交流ができるような研修にしたいと考えています。

「障害特性の理解に関する研修」や「メンタルヘルス研修」については、今年度内に具体的に企画・実施し、希望する職員に受講してもらえるようにする方向で検討しています。

感想に続いてアンケートの回答で多かったのは、「日々の支援についての思い」でした。「利用者さんの健康のことを考えると食事の摂り過ぎには注意が必要で、ときには（病気などがあると）制限をしなくてはならないこともありますが、本人の気持ちを考えると、自由に食べてもらいたいと思ってしまいます」、「職員間の情報共有など、連携が大切であることは理解していますが、話し合う時間がありません」、「訴えの多い利用者さんへの支援は多くなりがちで、なにも訴えない利用者さんへの対応がどうしても少なくなってしまうように思います」、「よりよい支援を行うためには、働いている職員のケアも大事だと感じました」などの意見がありました。また、「支援するにあたり、利用者さんの要求をどこまで聞けばよいのか、声なき声（の要求）をどうやって理解すればよいのか、常に考えています」、「不適切かもしれないが仕方がないか……とあきらめるのは意識が低いと思います。悩みながらでも、ほかの支援方法はないだろうか、どうすればよいだろうかと試行錯誤するべき」という回答もありました。

それぞれの現場でそれぞれの職員が、毎日なにかしら不安になったり悩んだりする場面が少なくないということがよくわかります。業務に追われて、ついつい自分自身を見失ってしまうことがないよう、ひとりで抱え込まず、ほかの職員と共に協力しながら取り組むことが大切です。忙しいときほど誰かときちんと話す。常にオープンに話す。簡単なことではありませんが、それができるような仕組みが必要だと感じました。

“運営に関する意見”では、「職員体制の見直しが必要だと思います」といった内容の意見が複数ありました。法人としては、今後もさまざまな媒体を使って募集を続け、人員確保はもちろん、やりがいのある魅力的な職場づくりを進めていきたいと考えています。

今回のグループワークでは、さまざまな事業所から職種の違う職員が集まったことで多角的な議論が行えたという面と、事業所や職種がバラバラであったため、話し合いの内容がたまかな感じになってしまい、グループ全体の議論がぼやけて、まとまりがなくなってしまうという両方の面がありました。またそれぞれの実施日で受講者数も違い、1グループの人数も4～6名と一定ではなく、話し合いの時間がかなり少なくなってしまう実施日もありました。次回へ向けて、実施時期と回数、実施時間やグループワークを行う際の人数設定などいろいろと検討し、有意義な研修となるような企画にしていきたいと考えています。

日々忙しいなか、アンケート回答に協力していただきありがとうございました。 (編集委員会)

ちょっといいですか？大西ですけど…

－相談支援に期待すること－

◆20年ほど前のはなし

いまから20年ほど前、この業界に「障害児（者）地域療育等支援事業」という、現在の相談支援と療育支援を合わせたような事業があったことをご存知でしょうか。平成8年に制度化され、施設の機能を地域に開放することで、障害のある方々の地域生活を支援していこうという目的を持っていました。相談支援の部分では、受託施設にコーディネーターという人物を配置し、障害のある方々やその家族からのあらゆる相談に応じる一方で、サービス利用の調整等もやっていました。療育支援の部分では、外来や訪問という手法によって、障害のある方々に対して療育や訓練を実施していました。いずれも、そのときの施設の利用者以外の方々が対象でした。相談窓口といえば役所のみ、施設といえば定員数のみという時代に、その制限を打ち破り、「地域生活」や「相談支援」をキーワードに、この事業は受託施設を増やしながらか展開してきました。

私自身も、平成9年から6年間コーディネーターをやっていました。当時は、知的障害の方が利用できるホームヘルプもガイドヘルプも、送迎サービスもない時代、受託施設には、「社会資源の創造」という役割も（必然的に）与えられていました。で、ホームヘルプを制度化したり、自前で送迎サービスを実施したり、職員の家を短期入所事業所として登録したり……少しでも相談の結果が空振りに終わらないよう施設・法人を挙げて奔走していたことが記憶に残っています。サービス調整会議を開催するための調整自体に労力を使い果たしていたことも思い出します（笑）。

◆相談支援の現状

そのような「障害児（者）地域療育等支援事業」も、法制度の変革と予算の削減の影響を受けて紆余曲折し、現在では「相談支援事業」と「障害児等療育支援事業」に再編されています。コーディネーターも「相談支援専門員」という名称となり、サービス等利用計画などの計画書の作成が主たる業務となり、飛躍的に人数が増えました。そのテクニックの研修も頻繁に開催されています。各地域では利用できるサービスも充実し、〇〇協議会とか、〇〇連絡会とかが定着して関係機関が連携をもって支援できる体制も整っています。20年前と比べて、地域生活を支えるシステムは格段に向上したように思います。

でも考えてみれば、テクニックを使うのも、システムを動かすのも、結局は「人」です。この先、相談支援という事業は、ますます重要になっていきます。それを担う「人」を、いかに創造していくのが重要な課題であると思います。（大）



陽気会は「福祉ゾーン」としてのコミュニティの創造を目指します

陽気会は、1958年9月1日に知的障害児施設おかば学園を開所し、61年目を迎えています。

私たちは、これからも私たちの生活の舞台としての“コミュニティ”をより暮らしていきやすくなるよう“デザイン”し、陽気会を拠点とした「福祉ゾーン」の創造を目指して、みなさまと力を合わせて実践していきます。

ラボサポーター(協力会員)募集中です
施設・事業所サポーター 年間 10,000 円
個人サポーター 年間 1,000 円

編集委員会：松端 克文(KCD ラボ代表)
朝日 満子(KCD ラボマネージャー)
松端 真美(KCD ラボスタッフ)
大西 博之(法人本部長)

〒651-1313

神戸市北区有野中町 2-5-19

社会福祉法人陽気会

KOBE 北・コミュニティデザイン Lab.

Tel：078 (981) 7271

Fax：078 (981) 0825

HP：http://youkikai.or.jp/

Email：kcclab@youkikai.or.jp

